

大分家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成23年1月28日（金）午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分家庭裁判所大会議室

3 出席委員

阿部俊作，今井和桂子，宇根谷孝子，小林 寛，佐藤敬子，玉田龍一郎，中谷雄二郎，長濱庄子，深田茂人（五十音順，敬称略）

4 議事内容

- (1) 新任委員自己紹介（中谷委員）
- (2) 裁判所の広報関係の予算及び広報活動についての説明
- (3) 少年事件のグループワークについての説明
- (4) 面会交流事件について

ア 最高裁判所家庭局作成のDVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき
考えなければならないこと」を視聴

イ 意見交換（□：委員長，○：委員，●：裁判所）

- 夫婦間の争いばかりを意識して、親は子どもの気持ちに気付いていない
のではないか。
- 夫婦間の争いのために、子どもが犠牲になるのは問題だと感じた。
- 夫婦間の紛争に子どもが巻き込まれるのは、子どもにとっては心理的な
影響が大きいと思う。
- 面会交流事件の「事件」という表現には、どういう意味があるのか。
- 「審判事件」，「調停事件」のように、いわば、一つの名前として、「面
会交流事件」という表現を使っている。
- 「事件」に特に意味がないのであれば、「面会交流の件」という表現の
ほうがよい。
- 法律には、面会交流が明文化されていないこともあり、家庭裁判所の扱
う審判事項かどうかについて争われたことがある。この点については、最
高裁判所の決定で、面会交流は子の監護に関する処分の一つとして、調停

や審判ができるという判断が示された。

- 面会交流では、どのようなことが問題になるのか。また、どのような点に配慮しているのか。
 - 外国と日本とでは、面会交流についての考え方方が異なる。外国では、子どもに会わせることが前提で、どれくらいの頻度で会わせるかが問題となる。一方、日本では、主に子どもに会わせるかどうかが問題となる。

子どもに会うことは親の権利だと考える当事者がいるが、重要なのは、子どもの心情が本当はどうなのか、子どもの福祉の視点で解決を考えるという点である。
 - 子の監護に関する問題が申し立てられた場合に、家庭裁判所の役割として期待されることは何か。
 - 子どもの福祉の立場に立って解決を図ること、そして、その点を親に理解してもらうことである。離婚するとなると、相手の顔を見たくないとか、相手のために協力したくないと考える当事者がいるが、子どものために協力することが重要であることを理解してもらわなければならない。
- また、子どもに会うことについての約束を定めることも家庭裁判所の役割である。
- 子どもに会うことについての約束を決める前に、家庭裁判所に来てもらい、子どもがリラックスできる状態で、試しに別居している親と子どもを会わせるという試行的面会交流を行うことがある。子どもに聞いてみると、子どもは別居している親に会いたいと思っているのが分かることがある。
 - 先ほどのD V Dは、誰に見せるために作られたものか。
 - 離婚に伴う子どもの親権問題や離婚後又は別居後の子どもとの面会交流をめぐる問題を抱える当事者を対象としている。D V Dは、家裁調査官の調査の際などに見てもらっている。
 - 調停事項を守らなかった場合はどうなるのか。
 - 家裁調査官が、どうして調停事項を守らないのかを調査して、遵守するように勧告する履行勧告という制度がある。子の監護に関する問題は複雑なので、場合によっては、もう一度調停をして、細かい条件を決め直すこ

ともある。

また、調停事項を守らないときの金銭の給付義務を決めて、心理的に圧迫を掛ける間接強制という制度もある。

- 履行勧告の申立てをしたら、家裁調査官が相当尽力してくれる。その結果、調停事項を遵守するようになることがある。ただ、履行勧告には強制力がない。
- 調停調書に面会交流の内容をかなり詳しく記載していないと、調停事項に違反したかどうか分からぬときがある。しかし、面会交流の内容を細かに記載しすぎると、かえって問題の解決が困難になることがある。
- 面会交流は子どもの福祉のためにある。別れて暮らしていても、子どものために親が協力していくことが重要である。

5 次回期日等について

(1) 日時

平成23年6月30日（木）午後3時から

(2) テーマ

「家事審判法の改正」について

(3) 場所

大分家庭裁判所大会議室